

■ 入札参加資格者の区分の基準

1. 入札参加資格者の区分の評価点数は、評価点数算定基準による。
2. 1 の評価点数により、つぎのとおり区分を定める。
 - ・Ⅰ…55点以上
 - ・Ⅱ…30～54点
 - ・Ⅲ…5～29点

【評価点数算定基準】

入札参加資格者の技術者数により算定する。

評価点数は、下表の有資格者（１）に掲げる者の数に５を、有資格者（２）に掲げる者の数に２を、有資格者（３）に掲げる者の数に１を、それぞれ乗じて得た数値を合計したものとす。

有資格者（１）	有資格者（２）	有資格者（３）
技術士（衛生工学部門、電気・電子部門、機械部門）	一級電気工事施工管理技士 一級管工事施工管理技士	二級電気工事施工管理技士 二級管工事施工管理技士
建築設備士	第一種電気主任技術者 第二種電気主任技術者 第一種電気工事士	二級建築士 第三種電気主任技術者
一級建築士		
設備設計一級建築士	甲種消防設備士 エネルギー管理士 空気調和・衛生工学会設備士	電気通信主任技術者 乙種消防設備士 公害防止管理者

※複数の資格を持つ技術者の場合、異なる資格を重複して計上するものとし、その者の評価点数の合計点は、14 点を上限とする。（ただし、一・二級、一・二・三種の別のある資格は、上位の資格のみ計上する（設備設計一級建築士と一級建築士は重複可。）。）

※技術者数は府内の営業所に勤務する技術者数による。